

## 平成 20 年度第3回法律学教育 FD/IT 活用研究委員会記録

I. 日 時 : 平成 20 年 10 月 25 日(土) 午後 2 時～4 時

II. 場 所 : 私立大学情報教育協会 事務局会議室

III. 出席委員: 吉野委員長、高畠委員、武士俣委員  
井端事務局長、森下、恩田

### (1) 学士力についての修正案の趣旨説明

まず、委員から、①資料(「学士力(案)」に対する意見)の趣旨説明が行われた。同委員の意見は、以下の2点である。

- ・「主要な実定法の原則・概念・ルールの意義を定義並びに具体例で説明できる。」の文章のうち、「意義を定義…で説明できる」との箇所は、日本語として意味が不明確ではないか。
- ・学士力は、「教科書事例を解決する能力」ではなく、むしろ社会において実際に求められる能力、すなわち「紛争を法的に把握する能力」なのではないか。

### (2) 従来案の検討・修正

次に、委員長より、従来の各委員からの意見を踏まえて、学士力(案)を一部変更した旨とその趣旨説明が行われた。これにつづき、各大学から寄せられた意見を個別に検討し、議論の上、以下のような形で案に反映させた。あわせて、最終的に公表するに際しては、従来付されていた小タイトルを削除する旨の説明が事務局からなされた。

- ① 実定法の全体像を把握し、主要な実定法の原則・概念・ルール(判例・学説等を含む)の意味を具体例で説明できる。
- ② 事例(基本的な問題)の概要を客観的に把握し、解決の根拠となる法を発見し、それを適用して、妥当な法的解決を見だし、その理由を説明できる。
- ③ 広い視野から、法の背景あるいは基礎を構成する原理に基づき、法を分析・評価できる。

### (3) 付加意見

複数の委員から、次のような意見が出された。

現在の学士力案は、紛争が生じた後に解決することのみを目的としており、全体として消極的である。むしろ、予防法学的観点ないし法政策的観点を容れて、以下の④の文章を学士力(案)に付加してはどうか。

④ 社会の平和と健全な発展ならびに公共の福祉の向上のために、法を活用した具体的な施策を立案できる。

### (4) 今後の予定

上記の修正案(④を含む)は、改めて委員間で検討するものとする。